

# 令和4年度 柏市立柏第五中学校 いじめ防止基本方針

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組んでいく。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

そこで、本方針は、人権尊重の理念に基づき、柏第五中学校のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下法）及び「柏市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的にここに「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1. いじめの定義について

法第2条にあるように「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

また、教職員はいじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 3. いじめ対策組織について

### (1) いじめ対策検討委員会（常設）

《構成メンバー》校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任（顧問）

① 週に1回、学年主任会及び生徒指導会議を開き、情報収集を行う。

② 学年主任会…校長・教頭・教務主任・各学年主任

③ 生徒指導会議…校長・教頭・各学年生徒指導担当・SC

《役割》

①学校の基本方針に基づく具体的な年間計画を作成する。

②いじめやいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有、対応を行う。

③いじめや生徒指導に係る教職員の資質向上のための校内研修や職員会議等を活用して実施する。

④各学期に取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

(2) 事案発生時

《構成メンバー》

○校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任（顧問）

（養護教諭・スクールカウンセラー）

《役割》

○迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援方針・役割分担の決定、保護者との連携を行う。

(3) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、原則的に即日、事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、相談室、保健室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、柏市教育委員会児童生徒課及び柏警察署等と連携して対処する。

#### 4 いじめの未然防止について

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、学校行事、委員会活動、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う事である。

##### (1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許させるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ②生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③「命を大切に作るキャンペーン」や「人権週間」、柏市の「いじめ防止啓発月間」を活用して、講師を招聘しての講演会や生徒会を中心にいじめ撲滅のための集会や運動を行う。
- ④いじめの4層構造について理解させ、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする観衆は、いじめを積極的に支持することにつながることを理解させる。また見て見ぬふりをする傍観者も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている生徒の味方にならないことを理解させる。

##### (2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳授業を実施する。
- ④生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出合わせ、人として「気高さ」や「思いやり」、「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

##### (3) 体験教育の充実

- ①生徒が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ②職業人による講話、自然体験等を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

##### (4) わかる授業の推進と授業規律の確保

- ①ICT の活用やペア学習・グループ学習などを取り入れ指導方法の工夫及び他の教員の授業参観、教材研究等授業改善に取り組み、わかる授業を実践し、自己有用感を高める。
- ②「学習の約束」を守らせ、授業規律の共通理解・共通指導を行う。

##### (5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験

を取り入れる。

- ②他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、エンカウンター、ソーシャルスキル等の具体的なプログラムを道徳の授業や学級活動に取り入れる。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①生徒及び保護者が、発信された情報の行動の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として、外部講師を招聘し、情報モラル教育等を行う。
- ②個人情報や誹謗中傷の書き込みをしない情報モラルについての指導を行う。

#### (7) 保護者や地域の方への働きかけ

- ①学校公開や保護者会の活用、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。
- ④保護者に対して、スマートフォン等の使用に関する家庭でのルール作りについて啓発していく。

#### (8) 職員研修

- 柏市教育委員会の「いじめ問題対応の手引き」及び「柏市立柏第五中学校いじめ防止基本方針」をもとに、適宜、職員研修を行う。

#### (9) 生徒会等の活動

- ①生活安全委員会を中心とした「あいさつ運動」を実施する。
- ③必要が生じた時、生徒会本部役員と学年委員を中心にキャンペーンを展開する。

### 5. いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識して対応する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

#### (1) 日々の観察

- ①教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ③いじめの相談の窓口やスクールカウンセラーの来室日を知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

#### (2) 観察の視点

- ①生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ②担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ④「いじめ問題対応の手引き」のP5から6のチェックリストを活用する。

(3) 生活ノート等の活用

- ①生活ノート等を活用することによって、担任と生徒保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

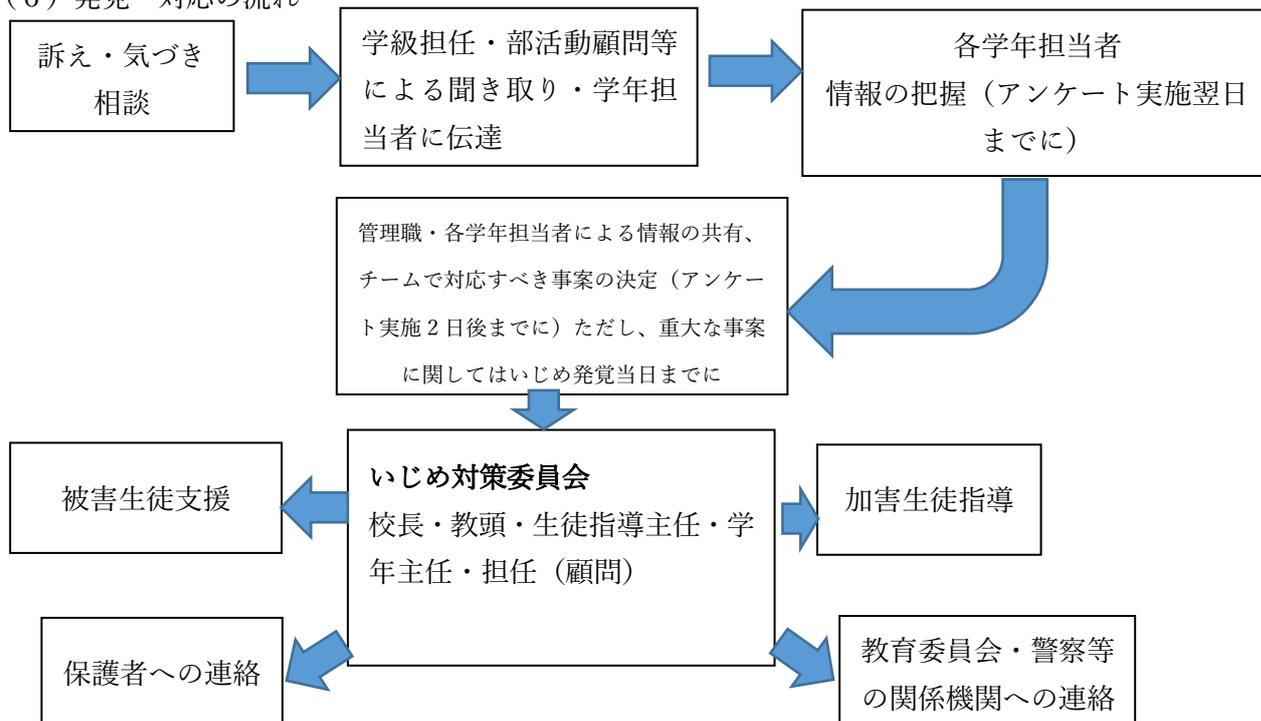
(4) 教育相談の実施

- ①教職員と生徒の信頼関係を形成する。
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③教育相談アンケートを1学期及び2学期に実施し、その結果をもとに、1学期及び、2学期に教育相談を全生徒対象に行う。
- ④担任と教育相談部会、スクールカウンセラーとの連携・協力を図る。

(5) いじめ実態調査アンケート

- ①アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、定期調査として毎月1回は実施する。ただし、状況に応じて適時実施する。
- ②記名、無記名、持ち帰り等、生徒の実情に応じた方法に配慮する。
- ③いじめ調査実施後、当該生徒と担任との面談を行う。詳細を把握し、いじめ対策委員会に報告する。

(6) 発見・対応の流れ



## 6. いじめの相談・通報の体制について

- (1) いじめの相談・通報の窓口を全校集会や保護者会、学校だより等で生徒及び保護者、地域住民に周知する。
- (2) いじめの相談は全教職員及びスクールカウンセラーとし、相談しやすい教職員にいつでも相談できることを生徒や保護者に周知する。
- (3) いじめの通報は通報しやすい教職員に速やかに通報するよう、生徒や保護者に周知する。
- (4) 学校の相談窓口以外の相談できる主な関係諸機関

柏市教育委員会 児童生徒課	04-7191-7210
柏市補導センター	04-7164-7571
千葉県警東葛飾地区少年センター	04-7162-7867
24時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310
千葉県警少年センター	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
子ども人権110番	0120-007-110
やまびこ電話相談	0120-66-3741

## 7. いじめを認知した場合の対応について

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学年主任・生徒指導主任に報告し、いじめ対策委員会の方針のもと組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応に当たる。

### (1) 正確な実態把握

- ①当事者双方、周りの生徒から、個々に聞き取り、記録する。
- ②関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

### (2) 指導体制、方針決定

- ①教職員全員で共通理解を図り、指導の狙いを明確にする。
- ②指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

### (3) 生徒への指導・支援

- ①いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く
- ②いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③インターネットによるいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

### (4) 保護者との連携

- ①いじめの実態把握に基づき、いじめの全容を当事者双方の保護者に説明をする。調査が長引いた際には、途中経過を保護者に説明をし、協力を得る。
- ②いじめ事案解消のための具体的な対策について保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ③学校公開や保護者会などを通じて、保護者との連携を深める。

(5) インターネットによるいじめへの対応

- ①本人及び保護者に削除をさせる。
- ②掲示板等の管理者やプロバイダに削除依頼をする。
- ③削除されない場合は、柏市少年補導センターや柏警察等関係機関と連携し対応する。

(6) その後の対応

- ①継続的に指導・支援及び見守りを行う。⇒見守りシートの活用
- ②スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。
- ③個々の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- ④全校集会または学年集会を開催し、いじめについて考えさせ、人としてのあり方や思いやりのある言動をとるように指導する。

8. いじめの指導について

(1) いじめられた生徒への対応

- ①いじめられている生徒の立場や発達段階を考慮し、丁寧にいじめの事実関係を正確に把握する。その際、担任との関係等に配慮し、最も信頼関係にある教職員が聴き取りをする。また、聴き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を本人に具体的に確認しながら記録する。
- ②いじめた生徒からの聴き取りや目撃した生徒からの聴き取りと相違点があれば、いじめられた生徒の心情に配慮しながら再度確認し、事実の確認を正確にする。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、心のケアを含め全面的な支援をする。緊急避難的措置として、相談室、保健室等、学習支援室登校も勧める。
- ④いじめ対策委員会で、いじめられている生徒の支援体制について決定し、必要に応じて関係機関やスクールカウンセラーの協力を得ながら学校全体で支援していく。
- ⑤保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

(2) いじめた生徒への対応

- ①個別にいじめの事実と経過を、冷静かつ客観的に聴く。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰に、誰が、何をした（言った）か」を具体的に確かめながら記録する。
- ②複数の教員で聴き取った内容やいじめられている生徒や目撃した生徒からの聴き取りに相違点があれば再度確認し、事実の確認を正確にする。
- ③いじめ対策委員会で、いじめた生徒の指導方針を決定し、必要に応じ柏児童相談所、柏警察署、柏市少年補導センター等の関係機関やスクールカウンセラーの協力を得ながら指導していく。また、必要に応じ、柏市教育委員会に性行不良児童生徒報告書により報告し、出席停止の措置を求める。
- ④保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

(3) 傍観している生徒への対応

- ①いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめる側が悪いという意識を持たせる。
- ②いじめをやめさせるかいじめの事実を担任等に速やかに報告するよう指導する。

## 9. 重大事案への対処について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生徒が自殺を企図した場合等）や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがある場合には、次の対処を行う。

○学校が調査主体とした場合

### ●重大事案発生を柏市教育委員会に報告

※重大事態の調査の主体を判断

### ●柏市教育委員会と協議の上、重大事案に対処する調査組織を設置

※主任会を主体とするいじめ対策検討委員会に、養護教諭・スクールカウンセラーを加え、当該重大事態の性質により柏警察・柏児童相談所・柏市少年補導センター等の専門家を加える。

### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの事実関係を明確にする。また、重大事態との因果関係を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※調査済みの資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

### ●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査より明らかになった事実関係について、情報を適時・適切に提供する。

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、きちんと説明をする。

※いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明をする。

### ●調査結果を柏市教育委員会に報告

※いじめの調査結果を文書にまとめ報告する。

### ●調査結果を踏まえた必要な措置

☆柏市教育委員会が調査主体となる場合は、柏市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

## 10. 公表・点検・評価等について

(1) 「柏第五中学校いじめ防止基本方針」を年度初めの保護者会で説明し、ホームページに掲載し公表する。

(2) いじめ対策検討委員会で、各学期に取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対応がうまくい

かなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

(3) いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ②いじめの未然防止及び再発防止に関する取り組みに関すること。

附則 この方針は平成26年 4月 1日から施行する。

令和4年4月21日に見直しした。